

【概要版】

第3期

中野市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度から令和11年度

こどもどまんなか



令和7年3月

中野市

計画にあたって

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市は、令和2年3月に子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本方針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期中野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。

同計画が今年度をもって終了することから、子育て支援に関するニーズ調査を実施するとともに、本市の現状と課題を整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とする「第3期中野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

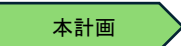
(2) 計画の位置付け

本市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」をはじめ、その他市の関係各種計画との整合・連携を図りながら、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けるとともに、次世代育成支援対策推進法に定める「市町村行動計画」を踏まえた計画とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間中に、国の制度改正、市の各種計画等の変更、社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画の名称 \ 計画の期間	平成27年度～ 令和元年度	令和2年度～ 令和6年度	令和7年度～ 令和11年度
子ども・子育て支援事業計画			
第2期子ども・子育て支援事業計画			
第3期子ども・子育て支援事業計画			

(4) 計画の対象

本計画は、本市に生活することをはじめ、その育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象としています。



計画の推進体制

1. 計画の推進に向けて

(1) 庁内における推進体制

本計画にあたっては、関係部局相互の連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図ります。

(2) 関係団体との連携・協働

多様化したニーズに対応するには、行政だけでなく、市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育てに関わる家庭をはじめとした、幼稚園、保育園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理と評価

(1) 中野市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の実施状況について「中野市子ども・子育て会議」において、計画の進行管理及び評価を行います。

(2) こどもの意見を聞く

子どもの意見を定期的に聞く機会を設け、子ども・子育て会議の中で、計画への反映、施策への対応を検討します。

(3) 評価及び結果の公表

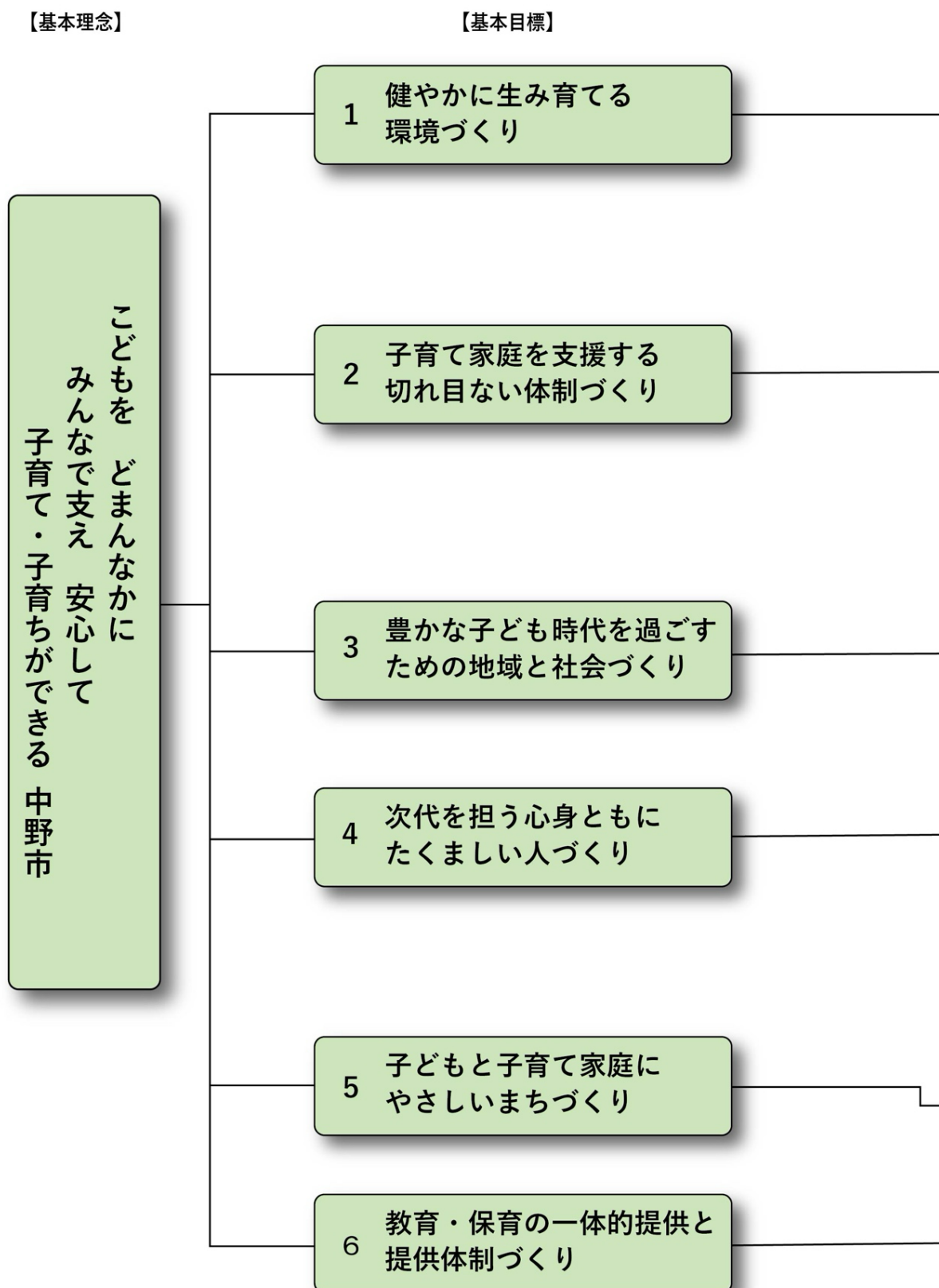
「中野市子ども・子育て会議」において、本計画の進捗状況を点検し、その結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画最終年度である令和 11 年度には、計画の実施状況を評価し、次期の計画を策定します。



計画の施策体系

第3期子ども・子育て支援計画は、以下の体系のもと具体的な支援施策を進めていきます。



【施 策】

【施策項目】

1 安全な妊娠・出産への支援	①妊婦一般健康診査の実施 ③マタニティクラス等の開催 ⑤不妊・不育症治療に対する支援	②妊婦等包括相談支援事業 ④マタニティマークの普及 ⑥こども家庭センター事業の実施
2 育児不安の軽減と虐待発生予防	⑦子育て情報の提供 ⑨育児不安に対する相談 ⑪子どもの虐待防止	⑧出産後の不安の軽減 ⑩産婦健康診査の実施
3 子どもと母親への健康支援	⑫乳幼児健康診査の実施 ⑭母子保健訪問相談事業の実施	⑬産後ケア事業の実施 ⑮予防接種の実施
4 食育の推進	⑯食を通じた子育て支援の実施 ⑰地産地消を生かした給食の提供	
5 家族全員による子育て活動の促進	⑱「家庭の日」の推進 ⑲父親を対象とした子育て活動の促進 ⑲相談しやすい体制、仕組みの整備	⑲産前産後の休暇や育児休業制度の利用促進 ⑲保育参観等の実施
6 地域社会全体で子育て家庭を支援	⑲子育て支援センター・子育て支援拠点施設を中心とする支援 ⑲子育てサークル等の拡充 ⑲ファミリー・サポート・センター事業の実施 ⑲子育て世帯訪問支援事業の実施	⑲子育て支援ショートステイ事業の実施 ⑲子育て応援イベント
7 経済的な支援の取り組み	⑲子育て家庭への経済的支援	⑲こどもの貧困対策
8 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実	⑲多様な保育サービスの提供 ⑲保育サービスの質の向上 ⑲乳児等通園支援の推進（こども誰でも通園制度）	
9 特別な援助を要する家庭への支援	⑲ひとり親家庭への支援	⑲障がいのある子どもへの支援と配慮
10 こどもに関する相談体制の連携と充実	⑲子ども相談（こども家庭センター）の実施 ⑲保育所等における子育て相談の実施 ⑲いじめ問題対策連絡協議会の開催	⑲発達相談等の実施 ⑲子どもサポート連絡協議会の開催
11 こどもの権利を尊重する社会風土の地域づくり	⑲こどもの権利を尊重する地域づくり ⑲こどもの声を吸い上げる取り組み	
12 こどもを見守る地域社会の連携	⑲青少年対策事業の実施	
13 家庭生活と職業生活の充実	⑲男性育児休暇取得推進 ⑲雇用対策の推進	
14 多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実	⑲こどもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供 ⑲子どもカフェへの支援 ⑲わくわくコミュニケーション体験会	
15 思春期の心と身体の健康づくり	⑲健康教育・相談事業の実施 ⑲心の健康相談の実施 ⑲子育て理解講座の実施	
16 こどもの活動を支援する施策	⑲青少年健全育成会等への支援 ⑲インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発 ⑲情報モラル教育の推進	⑲PTA活動の実施
17 放課後児童対策	⑲放課後児童対策の実施	
18 魅力ある学校教育の推進	⑲小・中学校の充実	⑲関係機関との連携強化
19 快適な生活空間の整備	⑲子育てしやすい環境づくり ⑲こどもの居場所、公園等の整備	
20 こどもの安心・安全の確保	⑲安全の確保 ⑲防犯対策事業の実施 ⑲交通安全教育関係事業の実施	
21 子育ての男女相互協力への応援	⑲男女共同で行う子育てへの支援 ⑲女性相談窓口の設置 ⑲男女共同参画社会づくりの推進	
22 教育・保育の一体的提供と提供体制づくり	⑲認定こども園の普及についての基本的な考え方 ⑲幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援 ⑲質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実 ⑲幼稚園や保育所、認定こども園等と小学校との連携	

教育・保育の量等の見込み

① 1号認定

	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	153	175	201	227	227
	確保方策	380	380	380	380	380
	特定教育・保育施設	150	150	150	150	150
	確認を受けない幼稚園	230	230	230	230	230

② 2号認定

	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2号認定	量の見込み	582	515	448	366	318
	教育ニーズ	0	0	0	0	0
	保育ニーズ	582	515	448	366	318
	確保方策	849	849	849	849	849
	特定教育・保育施設	849	849	849	849	849
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

③ 3号認定

	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定0歳児	量の見込み	54	50	46	41	38
	確保方策	121	121	121	121	121
	特定教育・保育施設	96	96	96	96	96
	特定地域型保育事業所	12	12	12	12	12
	認可外保育施設	13	13	13	13	13

	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定1・2歳児	量の見込み	304	282	248	228	208
	確保方策	411	411	411	411	411
	特定教育・保育施設	358	358	358	358	358
	特定地域型保育事業所	26	26	26	26	26
	認可外保育施設	27	27	27	27	27



子ども・子育て支援制度の事業

子ども・子育て支援制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じた子育て支援体制の充実を図ることとしています。

本計画では、今後5年間で19事業を核にして展開し、地域の子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

	事業名	概 要
1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
3	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
4	乳児家庭 全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
7	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
9	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
10	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
11	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	事業名	概 要
12	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
13	多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。
14	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
15	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
16	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。
17	妊婦のための支援給付・妊婦等包括 相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦に対する経済的支援を行うとともに、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも 通園制度）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。
19	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

第3期 中野市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年 3月 中野市 子ども部 子育て課